

○宜野湾市個人情報保護法施行条例

令和5年3月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長及び上下水道事業管理者をいう。

(保有個人情報の開示義務)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、宜野湾市情報公開条例(平成13年宜野湾市条例第16号)第7条第2号エに掲げる情報(法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。)とする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第4条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ法第74条第1項各号に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号(第9号を除く。)に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、その旨を規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成)

第5条 法第75条第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定に

については、実施機関が保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成について準用する。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(保有個人情報の存否応答拒否に係る審議会への報告)

第9条 実施機関は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、その旨

を第13条に規定する宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会(同条の見出し及び同条第1項を除き、以下「審議会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会への諮問等)

第10条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合における法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、宜野湾市情報公開条例第18条第1項に規定する宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会(以下「審査会」という。)に行うものとする。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(調査権限等)

第11条 宜野湾市情報公開条例第19条から第21条までの規定は、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧等、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について準用する。この場合において、同条例第19条中「諮問庁」とあるのは「審査会に諮問した実施機関」と、「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、同条第1項及び第3項中「開示決定等に係る公文書」とあるのは「当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報」と、同項中「記録されている」とあるのは「含まれている」と、第19条の4中「公文書」とあるのは「保有個人情報」と読み替えるものとする。

(審議会への諮問)

第12条 法第129条の規定に基づき実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴

くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の改正(軽易なものを除く。)又は廃止に関すること。
- (2) 法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に関すること。
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

(宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会)

第13条 次に掲げる事務を担当するために、市に、宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会を設置する。

- (1) 前条に規定する諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による実施機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。
- (3) 個人情報の取扱いに関する運用の報告を受け、必要に応じて意見を述べること。
- (4) 宜野湾市情報公開条例第22条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 宜野湾市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宜野湾市条例第11号)第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審議会は、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(宜野湾市個人情報保護条例の廃止)

第2条 宜野湾市個人情報保護条例(平成13年宜野湾市条例第17号)は、廃止する。

(宜野湾市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の宜野湾市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第4号に規定する実施機関の職員(以下「旧実施機関の職員」という。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第3項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第26条第1項に規定する審議会の委員に係る同条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第29条第2項に規定する受託者(以下「旧受託者」という。)及び当該事務処理に従事する者に係る同条第3項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第29条の2第1項に規定する指定管理者(以下「旧指定管理者」という。)又は公の施設の管理業務に従事している者に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項若しくは第2項、旧条例第13条

第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第11条第2項、旧条例第15条第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第11条第2項又は旧条例第15条の2第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第11条第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示（旧条例第22条第2項に規定する費用を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する公文書をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） 第1項に規定する者

（2） この条例の施行の際現に旧受託者の業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託者の業務に従事していた者

（3） この条例の施行の際現に旧指定管理者の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧指定管理者の管理業務に従事していた者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 旧実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的でこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録をこの条例の施行後に収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第6項又は第7項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各本項の罰金刑を科する。

- 10 偽りその他不正の手段により、旧条例第17条第2項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 11 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

(宜野湾市情報公開条例の一部改正)

第4条 宜野湾市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(公文書の存否に関する情報)

第8条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を宜野湾市個人情報保護法施行条例(令和5年宜野湾市条例第1号)第13条に規定する宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会に報告しなければならない。この場合において、当該審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

第18条第1項中「及び宜野湾市個人情報保護条例(平成13年宜野湾市条例第17号)第24条第1項」を「、宜野湾市個人情報保護法施行条例第10条第1項及び宜野湾市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宜野湾市条例第11号)第45条」に改める。

第22条中「宜野湾市個人情報保護条例第26条」を「宜野湾市個人情報保護法施行条例第13条」に改める。

第28条を次のように改める。

(他の制度との調整等)

第28条 この条例は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第13条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合であっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定において、一定の場合には開示しない旨の規定があるときは、この限りでない。

2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第13条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例の規定は、図書館、公民館その他これらに類する市の施設において現に市民の利用に供する目的をもって収集し、整理し、又は保存している図書、図画等の閲覧又は写しの交付については、適用しない。

(宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例(平成15年宜野湾市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「宜野湾市個人情報保護条例(平成13年宜野湾市条例第17号)29条の2」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項」に改める。